

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1500号)

平成30年5月28日

横情審答申第1500号

平成30年5月28日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年3月23日教総第2377号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市教育委員会委員名簿（内部用）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市教育委員会委員名簿（内部用）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市教育委員会委員名簿（内部用）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年2月16日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件審査請求文書のうち、教育長及び教育委員（以下「教育委員等」という。）の住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

イ もっとも、審査請求人は審査請求書において、教育委員等の住所については、「既に議会で同様の内容の議案が審議され、公開されている」旨を主張している。確かに審査請求人の主張するとおり、教育委員等の任命に当たっては、市議会の同意が必要となり、その際の議案にはそれぞれの住所が記載されている。市議会で上程された議案は、そのまま市民情報センター等に配架され、市民の利用に供されている。しかし、これらはあくまで市議会への議案上程時の住所となり、その後転居等を行っても、その議案に記載されている住所は更新される性質のものではない。一方で、本件審査請求文書は、随時更新を行いながら、教育委員等の最新の住所を管理するためのものである。実際に、教育委員等のうちには、任命後に転居をしている者もいる。

これらのことから判断すると、本件審査請求文書に記載された教育委員等の住

所は、本号ただし書アに規定する「慣行として公にされている情報」とは異なり、本号本文に規定する非開示とすべき個人情報と判断し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 現在、いじめ重大事態に関して教育委員会の対応に市民から多くの批判が寄せられており、執行機関の責任者として、教育委員等個人に対しても批判が寄せられている。その中で、身に覚えのない通信販売の商品が届いたり、生命、身体、財産等に対する加害行為を行う旨の具体的内容が書かれた文書が送られて来るといふことが起きている。

イ 本件の審査請求人がこのようなことを行うとは考えないが、前述のように、教育委員等の住所を開示すると、教育委員等及びその同居人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれがある状況の下では、円滑な人材の確保に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示する事を求める。
- (2) 既に議会で同様の内容の議案が審議され公開されている。

5 審査会の判断

(1) 横浜市教育委員会の運営事務について

実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項第1号及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第2条の規定に基づき設置されている。

また、教育委員会事務局は、地方教育行政法第17条に規定されている事務局として設置されており、教育委員会の権限に属する事務処理を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、実施機関が教育委員等との連絡用に内部で用いるために作成し、保有している名簿であり、本件開示請求時の各教育委員等の職名、氏名及びふりがな、住所並びに任期が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、住所を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書に記載されている各教育委員等の住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、非開示としている。当該情報は、教育委員等の個人の住所であることから、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文前段に該当する。

ウ 次に、本号ただし書アの該当性について検討する。

(ア) 審査請求人は、教育委員等の住所は市議会の議案で公にされていると主張している。そこで、教育委員等の住所が、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるといえるか検討する。

(イ) 条例第3条において、実施機関は、実施機関の保有する情報を公開する際には、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとされており、個人情報を開示するかの判断にあたっては、本条の趣旨を踏まえて慎重に判断すべきである。

人事案件の議案についての業務を行っている総務局人事部人事課に確認したところ、本件開示請求の対象となった教育委員等を任命した当時は、議案上程時の住所を現住所として議案に記載していたが、個人情報保護の観点から、現在は議案上程時の住所地の市町村又は行政区までの記載としているとのことであった。

慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人情報の範囲がおのずと変化することは当然であり、議案の記載を市町村又は行政区までとしたことは条例の趣旨にも沿うものである。

また、仮にある時点においてある種の情報が公にされていたとしても、その開示の可否は開示請求時の事情により判断されるべきものであり、その種の情報は常に慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

したがって、過去には教育委員等の議案提出時の住所を公にしていたとしても、そのことをもって、開示請求時点においても、教育委員等の住所が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

- (ウ) また、市民情報センターで配架されている市議会の議事録には、本件審査請求文書に記載されている教育委員等が任命された際の議案書が掲載されており、当該議案書には、横浜市長が任命の同意を求めた教育委員等候補者のその当時の住所が記載されている。

しかし、実施機関に確認したところ、議案に記載された住所は、議案が上程された時点の住所であるが、本件審査請求文書に記載されている住所は、実施機関が把握している最新の住所であり、任命後に転居をした委員がいた場合、その時点で新たな住所に更新しているとのことであった。

したがって、本件審査請求文書に記載されている住所は、あくまで現在の住所であり、議案上程時の住所である議案に記載された住所とは異なる情報であるといえる。

- (エ) 以上のことから、本件審査請求文書に記載された住所は、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該行政文書を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書に記載された住所について本号に該当するとして非開示としているが、当該住所は条例第7条第2項第2号本文前段により開示しないことができる情報であることから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年3月23日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年2月15日 (第228回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議